

仕 様 書

1. 工事名

7 多久工第 3 号 多久高等学校体育館照明設備 LED 化工事

2. 工事場所

多久市北多久町大字小侍 23 番地 多久高等学校

3. 工事概要

重層体育館の照明設備を LED 照明器具に取り替える

4. 仕様・数量

工事費内訳書のとおり

5. 工事期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 1 3 日（金）まで

6. 工事遂行上の諸注意

- ① 本仕様書に記載のない事項に疑義が生じた場合は、監督員と受託者が協議の上、監督員の指示に従い、工事を遂行するものとする。
- ② 本工事を適正かつ円滑に実施するため、受託者は監督員と常に密接な連絡を取り、工事の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、監督員と受託者との協議するものとする。
- ③ 監督員が必要と認めた時は、工事を中止することがある。この場合の変更については、監督員と受託者との協議の上、定めるものとする。
- ④ 工事期間とその時間については学校運営に支障が生じないよう十分に監督員と協議を行うこと。
- ⑤ 撤去、取替、運搬、処分に要する費用も含めること。

7. 図面の貸与

受託者は、本工事に必要と認められる資料については、発注者から貸与を受けるものとするが、紛失、汚損、破損等のないよう取り扱いに留意し、善良な管理をもって保管しなければならない。本工事完了後は、遅延なく発注者に返却するものとする。

8. 損害に対する責任

受託者は、本工事中又は工事後に、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、所要の措置を講ずると共に、発注者にその状況及び内容を速やかに報告し、発注者の指示に従うものとする。

9. 成果品及び提出部数

- ① 施工前、施工中、竣工後の様子がわかる写真・・・1部
- ② 産業廃棄物を処分したことがわかる資料・・・1部
※マニフェストは、電子・紙のどちらでも可
- ③ 保証書（メーカー保証）・・・1部

10. 完了検査

- ① 受託者は完了通知書を提出して発注者の検査を受け、対応が必要な場合は速やかに発注者の指示のもと対応するものとする。
- ② 対応に要する費用は、全て受託者の負担とする。

11. 成果品の提出先

佐賀県立多久高等学校 事務室

〒846-0002 多久市北多久町大字小侍 23 番地